

仕様書

1 業務名

海洋プラスチックごみ削減に向けた使い捨てプラスチック等の使用量削減プロジェクト「ACTION FOR ZERO」促進業務

2 実施期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日まで

3 背景・目的

(1) 背景

近年、プラスチックごみによる海洋汚染への対応が世界的な潮流となる中、広島県では、2050年までに瀬戸内海に新たに流出する海洋プラスチックごみをゼロにするという目標を掲げ、対策を進めている。瀬戸内海における海洋ごみの約6～7割は陸から海へ流出したものとされており、当該目標の実現にあたっては、県民、事業者、市町等の多様な主体が連携・協働することが不可欠なことから、令和3（2021）年6月に、素材・商品等の製造業者、小売流通業者、県内市町等を参画メンバーとする官民連携プラットフォーム「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（以下、「GSHIP(ジーシップ)」という。）」を設立し、参画会員等と連携しながら、①プラスチックの使用量削減、②プラスチックごみの流出防止、③プラスチックごみの清掃・回収、④情報の収集・発信・共有の4つのキヤクアクションを軸に、様々な実証プロジェクトを展開している。

GSHIPでは、海洋プラスチックごみの中でも、すべての人に関係する「生活由来の海洋プラスチックごみ」を軸とし、日用品からプラスチックの使用量を減らしていくことで、海に流出するプラスチックごみを相対的に減少させていくことに注力している。生活由来の海洋プラスチックごみは、ペットボトルやスプーン、ストローといった使い捨て品が多くを占めており、これら「使い捨てプラスチック」の素材転換や3R+Renewable等の先進的な取組を社会定着させていくために、リーディングプロジェクト支援補助金事業（以下、「実証事業」という。）を創設し、県内での取組の拡大を進めている。

実証事業の展開にあたっては、社会の仕組みとして定着し持続可能な取組（以下、「社会実装化」という。）となるよう、様々なステークホルダーとのマッチングを行いながら、自治体と企業との連携によりプロジェクトを推進してきたところであるが、一部の商店や施設など限定的な展開にとどまっているのが現状である。社会実装化に至るには、導入時のコスト負担の軽減や消費者の認知拡大、訴求効果の向上などの課題があり、企業等の自助努力や一部の連携では、課題解消に難しい面も出てきている。これらの課題に対しては、行政が先導し、面的に一定程度のまとまりをもって取り組むことが不可欠である。

加えて、昨今の観光需要の高まりにより、広島には国内外から多くの旅行者が訪れている中、食べ歩きや持ち帰りなどで使い捨てプラスチック等のごみの排出量が増え、観光地でのごみの置き捨てや資源回収箱にごみが入られることなど、持続可能な観光地づくりにも影響が出ており、プラスチックを軸としたごみの排出抑制・資源循環も急務となっている。

また、プラスチック資源循環促進法（R4.4施行）や国際プラスチック条約の策定に向けた議論

等、社会情勢の変化とともに、サーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルの観点からも、プラスチックの使用量削減に向けた取組を加速化していく必要がある。

(2) 目的

(1)背景を踏まえ、本県では令和7年度に使い捨てプラスチックの使用量を削減する仕組みの定着“社会実装化”を促進するため、廿日市市宮島、宮島口周辺地区において、使い捨てプラスチックの使用量削減につながる商品・サービスの導入支援や消費者の認知拡大に取り組む「海洋プラスチック削減に向けた使い捨てプラスチック等の使用量削減・資源循環に係る社会実装化促進業務」（以下、「令和7年度業務」とする。）を実施しており、令和7年度業務での一連の取組をプロジェクト名「ACTION FOR ZERO」と設定し進めているところであるが、令和8年度は令和7年度業務の取組状況を踏まえた宮島、宮島口周辺地区内で「ACTION FOR ZERO」の更なる定着・拡大を図るとともに、県内他地域への拡大に向けた検討を進める。

4 令和7年度業務の概要と課題

別紙「令和7年度業務の概要及び課題について」を参照すること。

5 業務目標

本業務を通じて、次のとおり、消費者及び事業者の意識向上を図ること。

(1) 全体目標

目標値	趣旨
プラスチックごみ削減の必要性を理解し、行動している 県民の割合： 55%以上	<ul style="list-style-type: none">・本業務の開始前と開始後で、プラスチック削減への取組意欲や実行割合の向上が数値として確認できるようにすること・消費者と事業者それぞれに数値を取得すること・業務実施エリアにおける目標値とするが、消費者については、回答者の居住地区の属性に基づき、県民（①モデル地区、②広島県内）のほか、県外及び海外（③それ以外）の数値も把握すること

(2) 個別目標

「6業務内容」のうち、「(1) 宮島、宮島口周辺地区での更なる定着・拡大」については、次のとおり宮島、宮島口地区内の事業者の「ACTION FOR ZERO」への参画、消費者の認知拡大を促進すること。

ア 使い捨てプラスチックの使用量削減につながる商品・サービスの導入状況を表す目標値

- ・令和9年3月末時点の「ACTION FOR ZERO」代替素材商品導入事業者数 50事業者[※]以上

※対象事業者は宿泊事業者及び、飲食物のテイクアウトを行う事業者とする。

※対象事業者以外にも参加が見込める場合には、提案者において個別に目標値を設定すること。

なお、令和7年度業務において把握した宿泊及び飲食物のテイクアウト以外の事業者数は106事業者となっている。

- ・令和7年度業務参加事業者の継続率 90%以上

イ 消費者の認知拡大状況を表す目標値

- ・宮島、宮島口周辺地区内で「ACTION FOR ZERO」のポスターやロゴを見たことがある人の割合

50%以上

- ・「ACTION FOR ZERO」が海洋プラスチックごみ対策であることを理解している人の割合

25%以上

(3) 行動目標

「6 業務内容」に基づき企画提案する業務内容に応じて、次の項目ごとに数値目標を各1つ以上提案者において設定し、業務行程を評価すること。

ア 令和7年度業務の課題の対応策の確立に向けた状況を測る指標

＜例＞素材・製品メーカーへのヒアリング件数〇件以上 など

イ 宮島、宮島口周辺地区内の飲食、宿泊事業者のうち、未参加事業者への対応状況を測る目標値

＜例＞未参加事業者への訪問・説明率〇%以上、説明会開催〇回以上 など

ウ 次期モデル地区の選定に関する取組を測る指標

＜例＞アンケート回収率〇%以上、事業者へのヒアリング件数〇回以上 など

6 業務内容

次の項目について、企画・設計し提案すること。

なお、本業務の制作物等には令和7年度業務で使用したプロジェクト名「ACTION FOR ZERO」を採用するとともに、キービジュアルをベースにデザインすること

(1) 宮島、宮島口周辺地区での更なる定着・拡大

宮島、宮島口周辺地区内を対象として、別紙を参考に使い捨てプラスチックの使用量削減につながる商品・サービスの導入に関する次の業務を行うこと。

また、令和7年度からの継続地区のため、令和8年度中に代替素材商品の継続利用を実装化させること。

＜全般＞

ア 提案にあたって、令和7年度業務で実施した代替素材商品の購入に係る差額補填については、本業務が実装化（持続可能な形での継続）を目指していることを踏まえ、令和7年度からの継続事業者と令和8年度新規参加事業者の間の補填手法を差別化することとし、差別化の内容を具体的に提案すること。

＜飲食・宿泊事業者への対応＞

イ 令和7年度業務の課題（別紙）への対応策について提案すること。なお、対応策については実効性を伴うものとして、事業期間内に確立すること。

ウ 令和7年度業務に参加した事業者が、導入した代替素材商品を円滑かつ継続的に導入できるよう受発注・出荷・精算に関する業務を実施すること。なお、令和7年度業務の受託者において、導入した代替素材商品の受発注・出荷・精算の運営業務に関する地元関係者向けの引継書を作成することとなっているため、実際の業務にあたっては引継書の内容も踏まえ、最終決定する。

エ 令和7年度業務で導入した代替素材商品の出荷にあたって、一部商品については県から支給する。品名は生分解性プラスチックカップ及びアルミボトル缶とし、数量等、引渡場所及び引渡時期は契約締結時に定めることとする。

支給した品目は受託者において管理・保管するとともに、希望する事業者へ提供すること。提供時に販売による利益が得られた場合には、利益分を県に納付すること。

納付額の確定については、支給品の保管料など管理保管に関して発生した必要経費等を勘案し、県と協議の上、決定する。

また、納付手法については県、受託者及び連携企業など関係事業者と協議の上、決定する。

オ 「ACTION FOR ZERO」に未参加事業者が参加できるよう、対応策を設計し、実施すること。

<その他の業種の事業者への対応>

カ 飲食、宿泊事業者以外の地元事業者が「ACTION FOR ZERO」が参加できるよう企画を設計し、実施すること。

<継続利用への誘導>

キ 購入に係る差額補填終了後も、導入事業者が継続して取り組めるようコスト負担の軽減策を設計し、本業務期間中に実行すること。

(2) 認知拡大

業務期間中を通じて、「ACTION FOR ZERO」を知っている人の増加及び「ACTION FOR ZERO」が海洋プラスチックごみゼロを目指す取り組みだと理解している状態への誘導に繋がる企画を設計し、実施すること。

また、令和7年度に作成したウェブサイト、Xアカウント及びInstagramアカウントの管理運営を行うこと。

<企画時の留意点>

ア 宮島、宮島口周辺地区内において、「ACTION FOR ZERO」が行われていることを視覚的に認知できるよう、地域のイベント等と連携した導入商品を見て触れる機会を提供することによる発信やキービジュアルを主とした地区内の装飾といった仕掛けを実施すること。

イ 「ACTION FOR ZERO」が海洋プラスチックごみゼロを目指す取組であると理解してもらえる仕掛けを実施すること。

ウ 県内外に広く「ACTION FOR ZERO」に興味関心を寄せてもらえるような広報戦略を立案すること。

エ 提案内容に加え、本事業と連携・協働可能な他のイベントや広報媒体等を確認した場合は、発注者及び受注者相互に協議の上、速やかに対応すること。

(3) 県内他地域での拡大に向けた次期モデル地区の調査・分析

県内中部（竹原市、東広島市など）又は東部（福山市、尾道市など）地域を念頭に、具体の候補地を1つ以上提案し、県と協議の上、次の調査①②を実施すること。なお、企画提案時においては、候補地関係者との事前調整は必須としない。

<全般>

ア 各調査の結果は、調査実施後2週間以内に報告すること。

<調査①>次期モデル地区の候補地における使い捨てプラスチックごみに関する意向調査

イ 候補地の使い捨てプラスチックごみに対する現状、課題などに関する地元自治体や地域の関係団体（観光協会や飲食、宿泊事業者等の組合、エリアマネジメント団体等）の認識を把握するための調査手法と調査項目を具体的に提案すること。

ウ 調査項目は調査票の形で提案すること。

エ 調査結果の報告期限は令和8年5月末までとする。ただし、オに記載する再調査を行う場合

は、報告期限を6月末とする。

オ 調査の結果、調査した候補地が次期モデル地区に適していると認められる場合は調査②を行うこと。適さない場合は、新たな候補地を選定の上、再度調査を行うこと。なお、調査した候補地の次期モデル地区の適否及び新たな候補地の選定は県と協議すること。

<調査②>次期モデル地区における事業者の意向調査

カ 調査①で決定した次期モデル地区の事業者へアンケートやヒアリング等を通じて、次の項目を調査し、リスト化すること。

(調査項目)

- ・対象事業者の母数
- ・対象事業者が希望する使い捨てプラスチック商品の削減に資する商品、サービス

キ リスト化については、令和8年7月末までに報告を行うこと。報告様式は任意とするが、資料の形でまとめ、県へ説明を行うこと。ただし、調査①において、再調査した場合は8月末を報告期限とする。

ク エで把握した商品、サービスは令和9年4月に次期モデル地区内に実導入出来るよう、供給体制を整えること。なお、本事業期間中に導入可能な商品、サービスについては導入すること。

ケ 導入する商品、サービスにオリジナルの印字やデザインを施す場合は、プロジェクト名「ACTION FOR ZERO」を使用するとともに、キービジュアルをベースにデザインすること。

(4) 目標達成状況の調査・分析

ア 「5業務目標」のとおり、各目標に関する調査を実施することとし、調査手法を提案すること。

イ 5(1)の消費者及び事業者の意識向上に係る調査について、事業者に係る調査は、宮島、宮島口地区及び協賛等で参画した企業を対象に実施すること。なお、次期モデル地区においても、使い捨てプラスチックの使用量削減に関する取組を実施した場合は調査を実施すること。

ウ 消費者を対象とするものについては、回答者の居住地区の属性に基づき、県民(①モデル地区内、②広島県内)のほか、県外及び海外(③それ以外)の種別に把握できる調査とすること。なお、外国人に対しても調査できるよう、英語等の多言語に対応した形とすること。

エ 目標の達成状況に関して考察すること。考察状況について、調査後2週間を目安に、県に対して報告すること。なお、本業務全体の報告と併せて報告することも可能とするが、調査時期等により合同の報告が難しい場合には、個別に報告すること。

オ 最終の事業実施報告においては、考察結果を踏まえ、本業務の振り返りを行い、県が今後の事業及び施策の方針に反映できるよう、内容を整理して報告すること。

(5) 業務遂行に関する調整

県、地元自治体及び関係事業者のほか、地区のエリア管理団体など、本業務の遂行に必要な調整は提案者が主体となって担い、対応できる体制を整えて業務に当たること。提案にあたっては、本業務を確実に実施・履行する組織体制(業務実施の体系図、責任者、役割分担等)、連絡体制を示すこと。

(6) その他業務

ア 全体スケジュール及び各業務の内容を取りまとめた実行計画を設計の上、令和8年4月中旬ま

でに県へ提出すること。

イ 上記の実行計画をもとに、活動報告及び翌月以降の活動方針について、県との定期会議（オンラインミーティング可）を主催し、協議内容を整理して共有すること。開催頻度は、最大で週1回程度を基本とする。また、必要に応じて、本業務の責任者等、権限のある者も同席することとし、県の求めがある場合には速やかに来訪すること。

ウ 上記の定例会議のほか、業務の細かな打ち合わせ等は、適宜、オンラインミーティング等を開催して、意思疎通を密に行うこと。

エ 四半期ごとに本業務の遂行状況及び振り返りについて、報告を行うこと。報告様式は任意とするが、資料の形でまとめ、県へ説明を行うこと。報告内容は、「6業務内容」を必須とし、それぞれの現状と課題を取りまとめること。

オ 本業務を契機に、多様な主体が有機的に結び付き、新たなサービスやビジネスモデルの構築に向けた検討が行われるなどの情報を把握した場合には、随時、県に情報を共有するとともに、取組拡大やブランド力が高まるよう必要に応じてサポートに当たること。

カ 本業務の終了後、宮島、宮島口周辺地区の事業者や団体が、次年度以降も、取組を円滑かつ継続的に実施できるよう、運営業務を含めた引継書を作成するとともに、必要に応じて令和9年3月末から4月の間に、地元関係者に対して、引継協議を行うこと。引継対象の業務は、6(1)「宮島、宮島口周辺地区での更なる定着・拡大」とする。

キ 次期モデル地区についても取組を実施した場合は、地区内の事業者や団体が、次年度以降も、取組を円滑かつ継続的に実施できるよう、運営業務を含めた引継書を作成するとともに、必要に応じて令和9年3月末から4月の間に、地元関係者に対して、引継協議を行うこと。

7 報告

(1) 対象物

ア 業務完了報告書（任意様式）

各種業務の実施内容、業務目標の達成状況及びそこに至った経緯、次年度以降の取組の参考となる事柄など、他地域へも広く横展開可能となるよう取りまとめ、業務完了後、速やかに提出すること。報告項目は、企画提案内容に沿って受注後に県と調整の上、決定する。

イ 成果物

本業務において制作したもの一式（標語やPOP等のデザイン類、動画などの情報発信で制作したものなど）

(2) 提出先

広島県環境県民局環境保全課

(3) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(4) 提出形態

種類	部数	仕様
業務完了報告書	1部	電子データ ※Portable Document Format (PDF) など、パソコンの機種や OS 環境に依存しない表示が可能な形式のもの。
成果物	1部	<ul style="list-style-type: none">・デザインデータ類 (印刷物) 完成品の電子データ一式とし、次の2種を提出すること。 ①完成形の PDF データ ②印刷用のデータ (印刷のアウトラインなど、印刷所に入稿できる形式)・デザインデータ類 (デジタル活用物) 次の2種を提出すること。 ①完成形の PDF データ ②元データ (イラストレーターの AI 形式など)・写真や動画等 MP4 など、一般的なパソコンで表示・再生できるデータ形式

8 著作権の取り扱い

- (1) 約款第 10 条に定めるとおり、本業務により制作した文章、画像、音声その他一切の著作権 (成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権をいう。) については、成果物が納品された時点で県に帰属するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ県の承諾を得なければならない。ただし、受託者または第三者の著作物が含まれている場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、制作物にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとし、約款第 11 条に定めるとおり、県等による成果物の公表や複製等の行為を許諾するものとする。
- (3) 約款第 12 条に定めるとおり、納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物 (以下「既存著作物等」) が含まれる場合には、受託者が、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、その一切を、受託者の責任において処理すること。

9 再委託等の制限

- (1) 約款第 13 条に基づき、受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、監理業務及び法令で再委託が禁止されているものを除き、業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した書面を作成し、事前に県の承諾を得なければならない。

10 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、関係法令及び基準等を遵守しなければならない。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

令和7年度業務の概要及び課題について

1 取組概要

廿日市市宮島、宮島口周辺地区をモデル地区として、地区内の飲食店や小売店などの商業施設、旅館やホテルなどの宿泊施設等を対象に使い捨てプラスチックの使用量削減につながる商品、サービスの導入支援や使い捨てプラスチックの使用量削減の取組に対する消費者、事業者の理解促進、行動変容について、次の取組を行った。

(1) 使い捨てプラスチックの使用量削減につながる商品・サービスの導入支援

ア モデル地区内の商業施設及び宿泊施設等を対象に、次の項目についてアンケート調査、ヒアリングを行った。

＜アンケート項目＞

- ・プラスチックごみ対策に関する興味関心及び自社の取組の有無
- ・「ACTION FOR ZERO」への参画意向、参画方法（代替素材商品の導入、情報発信など）
- ・使い捨てプラスチック商品の利用状況（種類、数量）
- ・代替素材商品の導入希望の有無及び希望する素材（生分解性プラ、プラスチック以外の素材等）

イ 調査の結果、地区内の事業者（266 者）のうち、宿泊施設及びテイクアウトを行う飲食店（140 事業者）を本事業での導入支援対象事業者として、複数の事業者で使用され使用量も多く、代替素材商品の提供希望が多かった「飲料用プラスチックカップ」、「ストロー」、「ホテルアメニティ（歯ブラシ、クシ）」、「ペットボトル飲料（宿泊施設で利用者向けに配られているウェルカムドリンク）」について、代替素材商品を提供することとした。

ウ 提供する代替素材商品は、店舗からの希望状況を踏まえ、次の素材の商品を提供した。

<提供商品一覧>

品目	代替素材商品	商品イメージ
「飲料用プラスチックカップ」	生分解性プラスチック	
「ストロー」 「ホテルアメニテ(クシ、歯ブラシ)」	海洋生分解性プラスチック	 
「ペットボトル飲料」	アルミボトル缶	

エ 提供する代替素材商品は、店舗が従来使用していた商品より価格が高くなる場合が多いため、従来使用商品と提供する代替素材商品の増額分（差額）について補填をすることにより、事業者の導入に係るコスト負担を低減した。

オ 代替素材商品の提供手法及び差額補填に係るスキームは次のとおり

- ①受託者から参画事業者に対して、事業及び代替素材商品を紹介
- ②参画事業者は希望する代替素材商品を商社、卸売事業者から購入
この時、従来使用していた商品より価格が上昇する場合、従来使用商品と同価格で提供
- ③商社、卸売業者は増額分（差額）について販売数に応じて、受託者に報告し、受託者との間で精算



カ 取組の結果、28 事業者で代替素材商品が導入されている。(令和8年2月17日時点)

<導入状況一覧>

	店舗名	カップ	ストロー	アメニティ	アルミボトル
1	伊都岐珈琲 ※4店舗	○			
2	杓子の家	○			
3	宮島珈琲	○			
4	エピロ	○			
5	PROLU	○			
6	東洋観光	○			
7	元気うどん	○			
8	菊乃家	○			
9	MGOJI CAFE&GALLERY	○			
10	宮島コーラルホテル	○	○	○	○
11	KIMURA	○	○		
12	松大珈琲	○	○		
13	素の間	○	○		
14	勝谷菓子パン舗	○	○		
15	民宿かまだ	○		○	
16	旅彩のお宿 水羽荘		○	○	
17	たち花		○		
18	お食事処 みやじまぐち		○		
19	厳島東門前 菊がわ			○	○
20	HEM'S HOTEL			○	○
21	ペンションあんばらんす			○	
22	宮島四季の宿わたなべ			○	
23	湯の宿 宮浜グランドホテル			○	
24	旅館かんざき			○	
25	宮島シーサイドホテル			○	
26	おもてなしホステル			○	
27	さくらや			○	
28	国民宿舎みやじま杜の宿				○

(2) 消費者・事業者の理解促進・行動変容

ア 海洋プラスチックごみの削減に向けた使い捨てプラスチックごみ対策に取り組む地域として一体感が醸成されるよう、プロジェクト名「ACTION FOR ZERO」を設定するとともに、事業のシンボルとして、キービジュアルを制作し、提供した代替素材商品を含め、広報資材や啓発物に使用した。キービジュアルについては、様々な場面での使用できるよう「ACTION FOR ZERO Miyajima」と「ACTION FOR ZERO Hiroshima」の2パターンを制作した。

※キービジュアルと活用事例

○ ACTION FOR ZERO Miyajima バージョン

○ ACTION FOR ZERO Hiroshima バージョン



○ 活用事例

商品

啓発物（参画店舗用のステッカー）



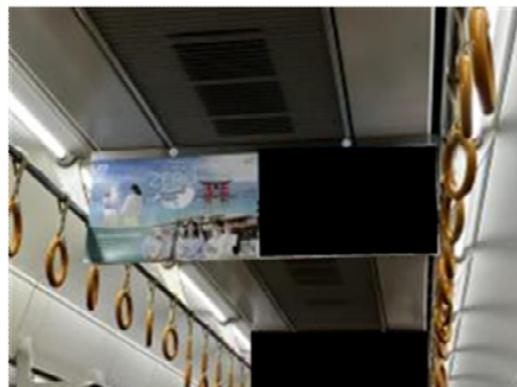
イ 宮島、宮島口周辺が県内有数の観光地であることを踏まえ、地域住民のみならず、観光客など県内外の消費者に向けて、情報発信、プロモーション活動を実施した。

※ 情報発信、プロモーション活動の一例

- ・ランディングページの開設

[ACTION FOR ZERO Miyajima | 2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言](#)

- ・事業PRポスターの参加店舗、公共施設、交通機関等での掲載



- ・メディア（テレビ、ラジオ）及びSNSでの特集記事の放送及び広告配信



- ・ローンチイベント、ブース出展



2 令和7年度業務で確認した課題

(1) 使い捨てプラスチックの使用量削減につながる商品・サービスの導入支援

次の課題のうち、特にイの課題を解消した上で、事業者を持続的に商品供給する方法を確立する必要がある。

ア 全般

- ・代替素材商品への切り替えによるコスト増
- ・生分解性プラスチック商品は、従来商品よりも使用期限が短くなる傾向があるため、期限内に消費出来ず、廃棄せざるを得ない恐れがある

イ 飲料用の生分解性プラスチックカップへのオリジナルロゴの印刷*

- ・製造段階で印刷する場合は、経済ロット数で発注した場合、一部の事業者においては、使用期限内に全数使用することができない。
- ・既商品に印刷する場合は、国内において生分解性素材のプラスチックカップへ直接印刷が可能なメーカーが必要となるが、現時点で把握できていない。

※ オリジナルロゴの印刷が必要な例

- ・おかわり制度を設けているため、自社の商品と識別するためにロゴの印刷が必須
- ・アルコール商品とノンアルコール商品でカップやストローのデザインや色を変えているため、複数デザイン、色の商品が必要

※ 本事業で採用したカップの発注数（1サイズ、1デザイン）…100,000個

※ 本事業に参画した事業者のうち、オリジナルロゴ印刷が必要な事業者の年間プラスチックカップ使用量（聞き取り値・複数サイズの場合は合計数）

事業者A	約 160,000 個
事業者B	約 12,000 個
事業者C	約 24,000 個
事業者D	約 6,000 個
事業者F	約 100,000 個

(2) 消費者・事業者の理解促進・行動変容

ア 宮島、宮島口周辺で行った消費者向けのアンケート（街頭調査）によると、「ACTION FOR ZERO」を知っていると回答した人は全回答者の約20%に留まっている（11月末時点調査）。更に知っている人のうち、「ACTION FOR ZERO」が海洋プラスチックごみゼロを目指す取り組みだと理解している人になると、知っている人の1/4程度に減少している。

このため、「ACTION FOR ZERO」自体の認知を拡大するとともに、取組趣旨（海洋プラスチックごみゼロを目指すもの）も併せて訴求し、認知層から理解層へ移行するための誘導が必要である。

イ 「ACTION FOR ZERO」を知っている人のうち約8割は、地区内の店舗や施設において、商品やポスター等を見ることで認知していたが、

- ・ 宮島、宮島口は景観上の規制などにより広告物を掲載できる場所が限られている
- ・ 掲載可能な場所や店舗の中には、すでに様々な主体が広告物を掲載している

ことから、現地を訪れた消費者の印象に残る効果的な情報発信を行うことが不可欠である。